

令和4(2022)年度諮問(一)第2号
令和5(2023)年度答申(一)第1号

「生活保護法に基づく生活保護停止処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

宇都宮市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律144号。以下「法」という。）第26条の規定による生活保護停止処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

本件審査請求事案の経過は概ね以下のとおりである。

- 1 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、〇〇〇〇（以下「当該企業」という。）と令和〇（〇〇）年〇月〇日から令和〇（〇〇）年〇月〇日までを契約期間とする雇用契約を締結する旨を処分庁に報告した。
- 2 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、当該企業における9月就労分の給与明細書（10月〇日に口座振込支給）を処分庁に提出した。その際、収入申告書については、公共交通機関等での通勤費用を調査した上で必要経費として計上し後日提出するとした。
その後、本人から収入申告書が提出できない旨の連絡があった。
- 3 令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、速やかに収入を認定する必要があることから、給与明細書に基づき9月就労分の給与の収入認定を行った。
- 4 令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対して、保護の要否判定を行った結果、定期収入の恒常的な増加により、保護を要しなくなったと認められるが、その状態が今後継続することについて確実性を欠くため、保護の停止処分を行うこととし、本人に説明した上で、同日付で決定通知書を手渡した。
- 5 令和元（2019）年11月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査請求を行った。
- 6 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、令和4（2022）年12月16日付けで本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人の主張は、本件処分取消しを求めるもので、その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 保護の廃止については、過去に処分庁から、2回目の就労収入を確認した後に判定会議に諮り、廃止等の処分を検討する旨の説明を受けたが、本件においては理由の説明もなく保護停止決定通知を渡された。2回目の就労収入に当たる令和〇(〇〇)年10月就労分の給与は同年11月〇日に支給され、審査請求人が処分庁に収入申告書や給与明細書等を提出できるのは同月〇日以降になることから、保護の停止日は早くても同年12月〇日である。
- (2) 法には、月の初めに1か月分の保護費を支給し、その後の収入については3か月程度をめどに調整すると運用指針が示されており、処分庁の判断は誤りである。
- (3) 当該企業に採用決定後、令和〇(〇〇)年〇月から本契約(令和〇(〇〇)年〇月〇日)までのボランティア就労期間の交通費、作業用の手袋、長靴、カップ等については必要経費であり、本来は収入申告書に添付することで収入から除外されるべきである。それをしていない以上、保護停止の判断をしうる状況にはない。
- (4) 審査請求人は、生活保護開始時から現在に至るまで車両を所持し続けており、そのことに関して生活保護受給中に文書指導はされていない。処分庁は、過去に、審査請求人がガイドヘルパー等の車両がなければできない仕事をしていたことを収入申告により知っているはずで、処分庁の担当職員は審査請求人の保有車両や審査請求人が運転する様子を複数回目視しているほか、審査請求人は宇都宮市からの納税通知に基づき軽自動車税を完納しているので、宇都宮市は車両保有を現認している。
また、母の介護のために母の自宅に自動車を通い、そこから自動車通勤していることを処分庁は知っており、交通費相当のガソリン代等も収入から控除されるべきである。
- (5) なお、上記(3)及び(4)に係る経費の挙証資料については、当該企業から断られているため提出できていない。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分は、生活保護制度における法令やその他の通知等に即して適正に行われたものであり、適法かつ妥当な処分であると認められるため、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

ア 収入認定と控除に係る規定について

(ア) 法第61条は、被保護者は「収入、支出その他生計の状況について変動があったとき」は、速やかに福祉事務所に届け出なければならないと規定している。

(イ) 昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）第8の1(1)ア(ア)において、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉徴収等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもって、これに代えても差し支えないこと。」とされている。

(ウ) 昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第8の3(1)ア(ア)において、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること」とされている。

(エ) 次官通知第8の3(1)ア(イ)において、「勤労収入を得るための必要経費としては、同通知第8の3の(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること」とされている。

(オ) 局長通知第10の2(7)オにおいて、「保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適當であると認められる場合に限り、当該収入を

その翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと」とされている。

イ 保護の要否判定に係る規定について

(ア) 法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定されている。

(イ) 次官通知第10において「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入との対比によって決定すること。」とされている。

(ウ) 昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(以下「課長通知」という。)第10の問6の答では「(保護廃止の際の要否判定は)保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額(勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額)との対比によって判定するものであること」とされている。

(エ) 局長通知第10の2(1)において、「保護の要否判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行う」とされている。

(2) 本件処分の適法性及び妥当性について

本件処分は、審査請求人の就労に伴い、令和〇(〇〇)年10月〇日に支給された給与を11月の収入として認定し、同年〇月〇日付けで要否判定を実施した結果、保護否となったため、保護の停廃止を検討したが、収入の継続性について、なお確実性を欠くため、その世帯の生活状況の経過を観察する必要があると判断し、保護の停止処分を決定したものである。

しかし、審査請求人は、通勤費等の実費が控除されておらず、本件停止処分は不当であると主張している。一方、処分庁は、本件処分に違法性はないと主張していることから、以下、保護の要否判定の妥当性について、要否判定を行った月の妥当性、必要経費の控除の妥当性、要否判定の妥当性に分けて検証する。

ア 保護の要否判定の妥当性について

(ア) 要否判定月について

処分庁及び審査請求人から提出された書類等によると、審査請求人は、9月就労分給与を令和〇(〇〇)年10月〇日に口座振り込みにより受領したため、同月〇日に給与支給明細書を処分庁に提出をし、処分庁は、当該9月就労分給与を11月の収入として認定したことにより、収入充当額が最低生活費を上回るため同年〇月〇日付けで要否判定を行ったものと認められる。

処分庁が、当該9月就労分給与を11月の収入として認定したことについては、局長通知第10の2(7)オにおいて、月の下旬の収入など当該収入月の収入として認定することが不相当と認められる場合に、翌月の収入として認定する取扱いが認められていることから、処分庁が11月の収入として認定したことは、違法又は不当な取扱いではない。

なお、審査請求人は、過去に処分庁の担当職員から2回目の就労収入を得てから処分を決定するとの説明を受けた旨を主張し、処分庁は説明をした記録は無いとして否定しており、双方の主張は対立するが、法や実施通知等には、2回目の就労収入を得てから要否判定を行う旨の規定はないことから、要否判定の手続が違法又は不当であるとはいえない。

また、審査請求人は、就労収入は3か月程度を目処に調整すべき旨の主張をしているが、局長通知第10の2(1)「保護の要否判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行う」については、継続的な収入がある場合に月の金額の変動を考慮して3か月分を平均した額を収入充当する取扱いを規定したものであり、3か月間の就労実績がないと要否判定できないとする規定ではないことから、就労開始月の給与のみで要否判定を実施したことが違法又は不当であるとはいえない。

以上から、処分庁が、令和〇(〇〇)年〇月〇日付けで要否判定を実施したことは、保護の実施機関の権限や裁量を逸脱するものではなく、不適切な取扱いではない。

(イ) 必要経費の控除について

法第61条は、被保護者に収入があった場合など生計の状況に変動

があった場合の福祉事務所への届出を被保護者の義務として規定しており、局長通知第8の1(1)ア(ア)においては、収入申告は被保護者本人から行わせ、給与明細書等の挙証資料を提出させるとされている。このため、当該収入に係る実費経費の申告や挙証資料については当該被保護者に提出する義務があることから、本件においては、審査請求人に、収入及び実費等控除に関して申告し挙証資料を提出する義務があると認められる。

処分庁及び審査請求人の提出書類等によると、審査請求人は、令和〇(〇〇)年〇月〇日に、9月就労分給与に係る給与明細書を処分庁に提出している。その際、処分庁は、審査請求人に収入申告書の提出について確認し、交通費については会社から支給はないものの公共交通機関等で通勤しているため、かかった経費をまとめた上で必要経費として計上し、挙証資料となる領収書等を提出するとの報告を受けたとされる。

一方、審査請求人は、9月就労分給与に係る交通費の当該挙証資料の提出については、当該就労先の事業所が出退勤管理簿等を提供しないため提出できない旨を主張し、その後も提出はされていない。

以上から、処分庁は、令和〇(〇〇)年〇月〇日に、審査請求人から提出された9月就労分給与の給与明細書を受理し、10月に給与の受領があったことを把握したことから、速やかに収入として認定処理を行い11月分保護費に反映させる必要があったと認められること、また、9月就労分給与の実費経費に関して、収入のあった事実を確認していながら、審査請求人から交通費の挙証資料が提出されないために、給与の収入認定を行わないままに過支給となる生活保護費を支給し続けることも適切ではないと考えられることから、処分庁が、提出のあった給与明細書に基づき収入や控除を認定したことは、処分庁の権限や裁量を逸脱するとは言えず、やむを得ないと考えられる。

(ウ) 処分庁の要否判定について

処分庁が行った要否判定については、当初、最低生活費に外来医療費の計上漏れがあったものの、これを加えても最低生活費を収入充当額が上回るため、要否判定の結果が「否」であることに変わりなく、処分庁が保護「否」と判定した結論が妥当でないとは言えな

い。

(3) その他の主張について

その他、審査請求人は、本審査請求の審理手続において、自動車を通勤に使用しているためその経費を控除すべきである旨を主張しているほか、生活保護申請の事務処理についてなど、種々主張しているが、これらの主張は、いずれも本件処分に直接関係のある事項ではなく、上記判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上のことから、本件処分は、生活保護制度における法令やその他の通知等に即して適正に行われたものであり、違法又は不当な点がなく、適法かつ妥当な処分であると認められるため、本件審査請求には理由がない。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。
なお、審査庁においては、事案の迅速な処理に留意されたい。

2 本件処分について

本件処分は、生活保護を受給していた審査請求人が就職したことにより、就労収入が増加し、収入が最低生活費を上回ることとなったことから、処分庁が行った保護の停止決定処分である。以下、審査請求人の主張に沿って検討する。

(1) 保護の要否判定の手続について

ア 審査請求人は、過去に処分庁から、「2回目の就労収入を確認した後、判定会議に諮り、廃止等の処分を検討する」との説明を受けた旨を主張している。

イ これに対して、処分庁はそのような説明をした記録は無いとして否定している。

ウ 双方の主張は対立しているものの、法や実施通知等には、審査請求人の主張するような趣旨の規定はないことから、要否判定の手続が違法又は不当であるとはいえない。

(2) 収入認定の妥当性について

ア 審査請求人は、就労収入は3か月程度を目処に調整すべき旨主張

している。

イ 確かに、局長通知第10の2(1)には、「判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行う」旨規定されている。しかし、この規定は、過去3か月間の平均収入充当額に基づいて行うとしているのみであり、3箇月間の就労実績がないと要否判定ができないとする規定ではないと考えられることから、就労開始月の給与のみで要否判定を実施したことが違法又は不当であるとはいえない。

ウ なお、処分庁は、9月就労分給与を11月の収入として認定しているが、これについては、局長通知第10の2(7)オにおいて、月の下旬の収入など当該収入月の収入として認定することが不相当と認められる場合に、翌月の収入として認定する取扱いが認められていることから、違法又は不当な取扱いではない。

エ したがって、処分庁が行った収入認定が違法又は不当であるとはいえない。

(3) 経費の控除について

ア 審査請求人は、通勤費等の経費が控除されていない旨主張している。

イ 法第61条は、被保護者に収入があった場合など生計の状況に変動があった場合の福祉事務所への届出を被保護者の義務として規定しており、局長通知第8の1(1)ア(ア)においては、収入申告は被保護者本人から行わせ、給与明細書等の挙証資料を提出させる旨を規定している。

このため、当該収入に係る実費経費の申告や挙証資料については当該被保護者に提出する義務があることから、本件においては、審査請求人に、収入及び実費等控除に関して申告し挙証資料を提出する義務があると認められる。

ウ 審査請求人は、9月就労分給与に係る給与明細書を処分庁に提出しているが、交通費の挙証資料については、当該企業が出退勤管理簿等を提供しないため提出できない旨を主張し、その後も提出はされていない。

エ 処分庁は、審査請求人から提出された9月就労分給与の給与明細書を受領し、給与収入の受領があったことを把握したことから、局長通知第10の2(7)に基づき、当該収入を11月の収入と認定した。

一方、9月就労分給与の実費経費の控除を行っていないことに関し

ては、挙証資料の提出義務を負う審査請求人から当該資料が提出されなかったことによるものであると考えられる。

オ したがって、処分庁が、提出のあった給与明細書に基づき収入を認定する一方で、当該収入に係る実費控除を認定しなかったことは、違法又は不当であるとはいえない。

(4) その他の主張について

審査請求人は、自動車を通勤に使用しているためその経費を控除すべきである旨などを主張しているが、それらの主張は、いずれも本件処分に直接関係のある事項ではなく、上記判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上のことから、本件処分は、法令の規定や各種通知の内容に従い適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件審査請求については、諮問までに3年以上を要しており、諮問までの期間が長過ぎると言わざるを得ない。審査庁においては、簡易迅速な手続により権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の目的に則り、審査手続を迅速に行うべきであることを申し添える。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 (2022)年12月26日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 5 (2023)年 2 月10日 (第48回審査会第 3 部会)	・ 審査庁から経過概要の説明 ・ 第 1 回審議
令和 5 (2023)年 3 月10日 (第49回審査会第 3 部会)	・ 第 2 回審議
令和 5 (2023)年 4 月19日 (第50回審査会第 3 部会)	・ 第 3 回審議

栃木県行政不服審査会第 3 部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
田 中 修 二	人権擁護委員	
根 本 智 子	弁護士	
村 上 順 男	元栃木県労働委員会事務局長	第 3 部会部会長 職務代理者
和 田 佐英子	宇都宮共和大学シティライフ学部教授	第 3 部会部会長

(五十音順)